

## 告 示

埼玉県告示第七百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十二月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

うれし野モール

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十六番一号

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ペットシテイ株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号 外未定

（変更後）株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ペットシテイ株式会社 代表取締役 豆鞘亮二

千葉県千葉市美浜区高洲三丁目二十一番一号

株式会社エコモード 代表取締役 山本太郎

新潟県新発田市新栄町三丁目一番十三号

### 八 変更年月日

平成二十四年十月十九日

### 二 届出年月日

平成二十四年十二月七日

### 二 縦覧期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十四年十二月十八日から平成二十五年四月十八日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課